

政治活動用事務所の立札・看板設置にかかる証票について

公職の候補者等(現職含む)やその後援団体が、政治活動用の事務所に掲げる立札及び看板類で、その候補者等の氏名や氏名が類推される事項(顔写真等)または後援団体の名称を表示する場合には、選挙管理委員会の定める証票を表示しなければなりません。

(公職選挙法第143条第16項、同条第17項)

那覇市の市長及び市議会議員の選挙に係る公職の候補者等及びその後援団体については、那覇市選挙管理委員会での証票交付申請が必要となります。

1. 申請書類

申請者(対象事務所)	申請書類
公職の候補者等	証票交付申請書(第2号様式) ※ 各種様式は那覇市ホームページからダウンロードすることができます
後援団体	証票交付申請書(第3号様式) ※ 後援団体の情報が沖縄県ホームページから確認できない場合は、政治団体設立届等の控えの添付が必要になることがあります

2. 申請先

〒900-8585

那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所12階

那覇市選挙管理委員会

(申請方法は郵送または窓口提出)

3. 証票の発行と有効期間

申請書の審査後、申請者住所宛に証票を郵送します。

証票の有効期間は令和9年(2027年)12月末までで、原則4年毎に更新が必要です。

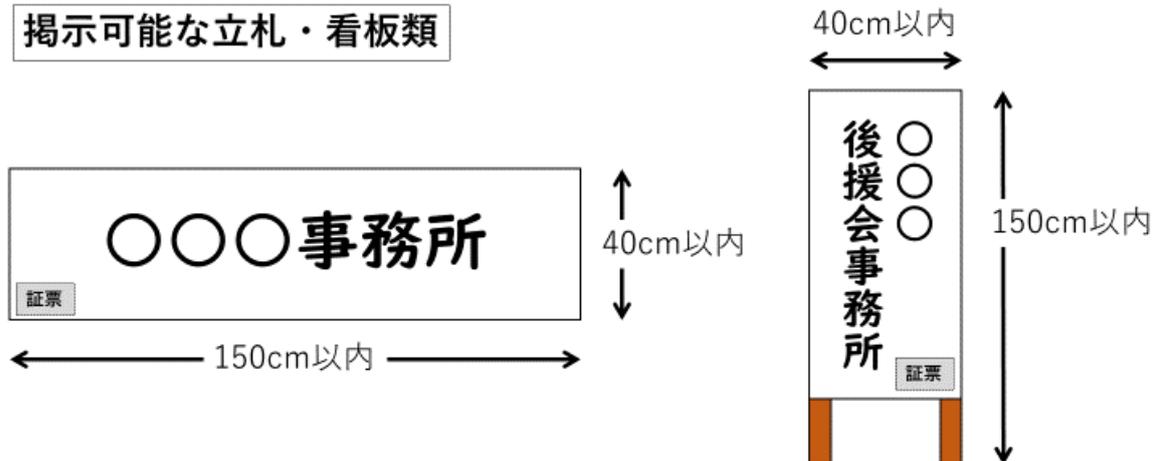
4. 掲示できる立札・看板類の総数

- ① 政治活動用の事務所の敷地内1ヵ所につき最大2枚まで
 - ② 事務所が複数ある場合は、公職の候補者等1人につき最大6枚、後援団体につき最大6枚まで
- ※ 公職の候補者等と後援団体の政治活動用の事務所が同一場所であれば、その場所において、それぞれ2枚まで掲示できます。
- ※ 選挙の告示日の前に掲示したこれらの立札や看板類は、選挙の期間中も掲示しておくことができますが、選挙期間中に新たに掲示することはできません。

4. 立札・看板類の規格

- ・ 大きさ 150cm×40cm以内(縦長、横長いずれも可)
 - ※ 足を付ける場合は、その足の部分も含まれます。
- ・ 立札・看板類の表面に証票を貼付けしてください。表面であればどこに貼付けしても構いません。
 - ※ 立札類の両面に氏名等の記載がある場合は、両面それぞれに証票を貼付ける必要があります。

掲示可能な立札・看板類



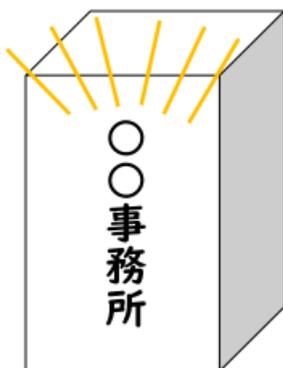
5. 違反となる掲示物の例

- × 立体感のある掲示物
- × LEDディスプレイなど発光する掲示物
- × 選挙運動に関する内容が含まれている
- × 2枚の看板で一体とみられる内容
- × 事務所の実態の無い場所(倉庫や空き地等)に掲示してあるもの

違反となる掲示物を掲示した場合、公職選挙法第 243 条の規定により 2 年以下の禁錮または 50 万円以下の罰金に処されることがありますのでご注意ください。

違反となる掲示物の例

- × 立体感のある掲示物
- × LEDディスプレイなど発光する掲示物



- × 選挙運動に関する内容が含まれている



- × 2枚の看板で一体とみられる内容

